

議案第142号 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第145号 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第146号 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第142号、第145号及び第146号について、一括議題としてご説明いたします。当議案は、特別職の給与及び議員の報酬等に関する条例改正にかかるものでございます。

今回の改定につきましては、一般職の職員と同様に、本年8月7日出されました人事院勧告に基づき改定するものであります。

2ページ目をご覧ください。

まず、1の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。

次に、2の改定の趣旨については、令和5年の人事院勧告に準拠し、特別職及び議員の期末手当の支給月数の引上げを行うにあたり、必要な条例改正を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。

3の内容についてであります。今回は期末手当の改定であります。特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、令和5年度については、12月期で、現行の1.65月であるところを0.10月引き上げ1.75月とし、令和6年度については、今回引き上げた支給月数分を6月期と12月期に二分し、0.10月の半分の0.05月を、それぞれの支給期に引き上げるものであります。

4 ページ目をお願いいたします。

4の影響額については、記載のとおり、市長が12万3千円余り、副市長が10万7千円余り、常勤の監査委員が7万6千円余り、議員の皆様におかれましては一人あたり6万7千円余りから7万8千円余りの増額となるものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。